

(対象名)

消防計画

令和 年 月 日

1. 自衛消防隊を次のように設置する。

自衛消防隊長
(経営者又は防火管理者)

(各階勤務者)

- 1 F 名
- 2 F 名
- 3 F 名
- 4 F 名

-
- ・119 通報を行うとともに、建物内にいる者への連絡。
 - ・水バケツ、消火器による初期消火の実施。
 - ・避難は早期に開始。

2. 避難計画の概要及び避難誘導は次のように行う。

二方向避難の確保 避難経路を示す図面を添付。

※ 以下該当項目の□にチェックマーク『✓』を入れて下さい。記載例：☑

— 避難通路等の確保 —

法令の定めるところにより、避難通路等の確保は次による。

- 階段、通路等には物品を置かない。
- 避難経路は常に整理整頓し、避難の支障にならないようにする。
- 非常口には施錠しない(施錠する場合は、容易に開放できる構造とする)。
- 防火戸は正常に作動するよう平素から機能保持に努める。
- 防火戸の前には物品等を置かない。また、クサビをしない。
- その他必要事項については、社内(店)規則で定める。

— 避難及び避難誘導 —

- 火災の発生を大声で知らせる。
- 物品持ち出しに気をとられない。
- 一度避難したら再び出火建物に戻させない。
- 落ち着いて避難経路を考える(日ごろから避難経路を確認しておくことが大切です)。
- 煙による被害を防ぐため必要に応じて、タオル等を活用する。
- いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。
- 逃げ遅れの者がいないか、人員の確認をする。

— 通報連絡 —

- 非常ベルを鳴らす。
- 119 通報する。
- 社内(店) 電話が使えない場合の通報方法を考えておく。
- 通報内容は「火事です。 町 丁目 番地 番地です。大きく燃えています。(少し煙がでています)」とする。
- 非常通報装置(ワンタッチ式)を使用する。
- その他()

3. 消火活動は次のように実施する。

— 消火活動 —

- 大声で皆に知らせる。
- 叩き消し、水バケツ、水道ホース等を使用する。
- 消火器を使用する。
- 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
- 天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する。

— 消防隊の誘導 —

- 消防車両を誘導する。
- 消防隊員を誘導する。
- 消防隊員に、出火場所、危険物品、避難状況等消火活動上必要な情報を伝える。
- 消防車が進入できるよう道路等の雑品等の整理
- その他

4. 消防訓練等は次のように実施する。

- 避難・通報・消火訓練 —
- 消火器の取扱訓練。
 - バケツ、水道ホース等の手近な水を利用する訓練。
 - 通報訓練(社内電話による 119 通報訓練の実施)。
 - 避難訓練(避難器具を使用した各室からの訓練)。
 - 消防署と協力した訓練の実施。

- 訓練実施上の注意事項 —
- 年(1回・2回)以上実施
 - 消防訓練は写真等で記録しておく。
 - 随時防火教育を実施する。
 - 訓練実施時には予め消防署へ連絡する。
 - 避難訓練については安全上の配慮を行う。
- ※実施日 月 日 及び 月 日 とする。

5. 設備点検を次のように実施する。

- 消防用設備等の機器点検を6か月ごとにし、総合点検を1年に1回実施し、その点検結果を毎年(3年) 月 に消防署へ報告する。
 - 上記の法定点検は(自社・委託)で行う。
 - 点検委託業者名(連絡先 - -)
- | 消防用設備等(設置は○) | |
|--------------|-------|
| 消火器 | 誘導灯 |
| 自火報 | _____ |
| 漏電警報 | _____ |
| 非常警報 | _____ |
| 避難器具 | _____ |

6. 防火対象物定期点検報告を次のように行う。

- 毎年、防火管理上必要な業務について防火対象物点検資格者に点検させる。
- その点検結果を 月 に消防署へ報告する。
- 上記の点検結果は(自社・委託)で行う。(委託先業者名 電話 - -)
- 防火対象物のすべての部分が点検基準に適合している場合には、()に点検済みの表示をする。
- 特例認定の条件に適合した場合には、特例認定の申請を行う。
- 特例認定が認定された場合には、上記の点検を省略し、特例認定の表示を()に行う。

7. 地震対策は次のように行う。

- 地震発生直後は、身の安全を第一とし、二次災害防止のため速やかに使用中の火の消火を行う。
- 火気使用は自粛し、使用に際しては、火気使用設備・器具の安全を確認し出火防止に努める。
- 在館者(客・従業員等)の安否確認、負傷者等の救済等の方法について協議する。
- 自主的に又は防災機関の避難勧告等により避難する。
- 震災に備えて、医薬品、携帯ラジオ、飲料水等の必要品を備える。

8. 火気管理は次のように行う。

- 各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより喫煙、裸火、厨房、暖房器具、ボイラー等の点検を行わせ、その業務の実施方法等については社(店)内規則で定める。
- 消防用設備等の自主点検を実施し、その業務の実施方法等については社(店)内規則で定める。
- 防火管理台帳を整理し、防火管理について必要な記録をする。
- 各管理権原者の権原の範囲は、原則として当該防火対象物における各管理権原者の当該占有部分とし、かつ、当該所有者にあっては、階段部分等の共有部分を含むものとする。ただし、区分所有の場合においては、各管理権原者の当該専用部分と階段等の共用部分とする。
- これと異なる場合又は管理権原が複雑な場合は、別図等で明確化を図る。

9. 無人時の対応は次のように行う。

- 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、下記の警備会社へ機械警備を委託する。
警備会社名(電話 - - ・責任者名)
- 関係者に連絡する体制をとる。
連絡者(氏名 電話 - -)
- その他の方法